

算定収入額＝当該年度の対象収入
とすると、算定収入額が基準収入額を下回る場合、
保険金＝（基準収入額－算定収入額）×支払率
により計算される保険金が支払われる。

2. カナダのNISAとAIDA

カナダでは、97年度から99年度まで、NISA
（Net Income Stabilization Account）を核に、
作物保険、州の付帯制度との3本立てのセイフ
ティ・ネット政策が実施されてきた。その間、98
及び99年度の農業危機に対応するため、AIDA
（Agricultural Income Disaster Assistance）が
2年限りの暫定措置として実施された。2000年度
以降3年間のセイフティ・ネット政策において
は、従来の3本柱にAIDAを多少修正したCFIP
（Canadian Farm Income Program）が追加され
た。

（1）NISAの概要

NISAは、農業経営単位での農業者の所得安定を
目的に91年（90安定年度）から実施されている。
NISAは、加入者と政府が、加入者個人の口座に販
売額の一定割合を積み立てておき、一定の基準を
下回る所得の低下が生じたときに、加入者が口座
から引出を行うことができる制度と要約できる。

NISAには、農業所得税を申告していれば加入す
ることができる。NISAの口座は2つに区分され、
加入者の預入分はファンド1、政府の拠出分とす
べての利息はファンド2で管理される。これは、
ファンド1は課税後、ファンド2は課税前の資金
であるためである。

加入者が、対象農産物純販売額（ENS：Eli-
gible Net Sales）の3%までをファンド1に預け
入れたとき、連邦政府と州政府はそれと同額を
2：1の負担割合で当該加入者のファンド2へ拠
出する。ENSには、別途所得保証措置が講じられ
ている酪農製品、家きん及び鶏卵の販売額はカウ
ントされない。加入者預入分には金融機関の金利
にプラスして3%のボーナス金利が付与される。

NISAの口座からは、

ア 安定化基準：当該安定年度的全農産物からの
農業所得が過去5年間の平均農業所得を下回った
とき

イ 最低所得基準：農外を含む全所得が最低所得
基準額（個人2万ドル）に当該安定年度のENSの
3%を加えたものを下回ったときのいずれかの基
準を満たす場合に、下回る額（口座の積立残高が

上限）を口座から引出できる。引出は、ファンド
2の残高から行われ、足りないときはファンド1
の残高が充当される。なお、NISAからは、書面
による通知によりいつでも脱退可能で、その場合口
座残高は政府拠出分を含め全額払戻される。

（2）AIDAの概要

AIDAは、当該年度の農業所得が過去3年間の
平均農業所得の70%を下回った場合に、農業者か
らの申請により、その差額が支給される制度であ
る。AIDAを申請できるのは、当該年度にカナダ
で実際に農業生産活動を行い、かつ、農業所得・
損失を申告している者である。

3. 農業経営単位の経営安定対策と農業所得税の 申告状況

アメリカやカナダの農業経営単位の経営安定対
策では、農業経営単位の農業収入や農業所得の把
握に農業所得税申告書が活用されている。両国に
おける農業者の農業所得税の申告は100%に近
く、施策の対象者を農業所得税申告者に限定して
も、加入の制限や農業者の選別にはならないよう
である。わが国の場合、農業者の農業所得の申告
状況は、青色申告適用者をとってみても高いとは
いえず、仮に青色申告者でかつ過去数年の納税申
告書・決算書を保管していることを加入要件とす
ると、対象となる農業経営はかなり限定される可
能性がある。

第1838回（1月30日）

開発援助下の農民像

——タンザニア・キリマンジャロ
農業開発計画の事例から——

香 月 敏 孝

わが国が行っている途上国農業開発援助の一つ
である「キリマンジャロ農業開発計画」を取り上
げ、開発計画進行下での農家経済をめぐる諸変化
を現地実態調査によって追跡しながら、本プロ
ジェクトの成果について検討した。

このプロジェクトは、①円借款による水田造
成・基盤整備（1,100ha、30a区画、用排水分離）

第1839回（2月6日）

「安定」兼業労働力とその需要事情

（農政調査委員会）友 田 滋 夫

を基礎に、②農業開発センターを拠点とする普及事業に対しわが国JICAからの専門家（栽培、水利、農業機械等）を派遣し、③あわせて、無償援助によってトラクターが供与（開発センターによる耕起・代掻き請負事業に利用）されるといった、いくつかの援助プログラムを組み合わせることによって実施されている。

稲作の開始は、①稲作農民自体の所得増加、②稲作に雇用される農家の賃金所得増加、③稲作流通業に関わる商人等の所得増加、④ ①～③に伴う消費財購入市場の拡大、等広範な経済効果を生みだし農村経済全般を活性化させている。

ところが、近年、河川上流部との水競合の問題が発生し、プロジェクト地区では灌漑面積の削減を余儀なくされる状況となっている。しかしながら、一方で米の相対価格が上昇し、他方で農家の多就業化が促進されることによって、総じて農家所得はなお増加の基調を示している。多就業化は、大型家畜である牛・（乳用牛を含む）の飼養拡大による経営複合化や、雑貨店等を開業するなどの自営兼業の拡大を通じて行われている。

水稻作については、稲作組合費や肥料等の投入財価格が米価を上回って上昇しており、従前と比較して、一層、経費のかさむ営農形態となっている。このため、一部の稲作農家では、収穫量が十分でない場合など保有していた水田の一部を売却したりあるいは貸出したりして、当座の生活資金を得ようという対応がみられた。他方、その対極に、綿密な経営計画を立てた上で、積極的に水田を借地して稲作経営を行っている事例もあった。

こうした動向は、本来、労働及び資本集約的な営農形態をとる水稻作が、その経営対応の如何によって、経営間に大きな経営成果格差が生じうることを示唆している。このことは、当プロジェクトが、援助に支えられた稲作の普及という段階から、自立しかつ持続的な稲作経営の展開を目指した一層の営農努力が求められる段階へと移行していることを示している。

1. 労働力の質

本報告の課題は、農家兼業のいわゆる「安定」兼業化を、労働力需要側の生産過程において採用されている技術と、そこで要求される労働力の質という側面から検討してみることである。

農業労働力が農外労働に流出する場合、それを雇用する側にとっては、技能の養成が必要である。そしてそのためにはコストが必要となる。

養成コストが大きい場合は、その回収に長期間を要する。この問題に対する企業の対応としては、二つの方向が考えられる。一つは、技能養成過程を社会化し、個別企業におけるコスト負担を回避する方向である。もう一つの方向はコスト回収に要する期間内の労働力移動を制限することである。

2. 山形県長井職安管内における労働力需給構造の変化

長井職安管内における新規求職数の季節変動を見ると、60年代前半までは、特定の傾向は見いだしがたい。しかし、1965～85年にかけて、新規求職数が急増するとともに、5月、6月、11月に求職数が突出して多いという季節性を見せる。さらに、85年以降、求職数が減少し、季節変動幅が小さくなるとともに、季節変動の性格も一変し、4月・5月への集中傾向を見せるようになる。

このような季節変動の性格変化は、男子非「常用」求職者の減少と「常用」求職者の増加という動きに対応したものである。男子「常用」求職者の増加によって、短期間のうちに入職・離職を繰り返すような不安定さは解消されてきたといえる。

他方、新規求人数においても、高度成長終焉以降の男子合計求人数の伸び悩みの中で「常用」求人数の一定の増加がみられる。そこで、求人側における「常用」化の論理を、事例に基づいて検討してみる。

3. 「常用」化を要求する農村立地企業の論理

（1）農村工業団地に立地する製造企業の事例

A社山形第二工場